

令和7年6月

関係各位

門司税関

## 徳山税関支署平生出張所の非常駐化について

平素から税関行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

門司税関徳山税関支署平生出張所におきましては、令和7年7月1日から下記のとおり、非常駐化することとしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 非常駐開始年月日

令和7年7月1日（火）

#### 2 平生出張所職員の勤務体制

平生出張所職員は徳山税関支署に常駐し、必要に応じて平生出張所で勤務いたします。

#### 3 平生出張所非常駐化後の業務処理等

船舶の入出港に関する許認可事務、輸出入通関関係手続等につきましては、個別対応しますので、下記＜お問合せ先＞までご連絡ください。

なお、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCIS）を利用して申請していただく場合は、税関窓口にお越しいただく必要はありません。

＜お問合せ先＞

徳山税関支署 0834-21-2540